



秋田県公報

目次

告示	生活保護法による医療機関の指定(五三三・福祉政策課).....	1
	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(五三三・福祉政策課).....	1
	生活保護法による介護機関の指定(五三四・福祉政策課).....	2
	保安林予定森林の指定通知(五三五・五三七・森林整備課).....	2
	道路区域の変更及び供用開始(五三八・道路環境課).....	3
	道路区域の変更(五三九・道路環境課).....	3
	道路の供用開始(五四〇～五四二・道路環境課).....	4
	開発行為に関する工事の完了(五四三・雄勝地域振興局建設部).....	5
公告		

名 称	のしろ眼科クリニック	開設者氏名又は名称	浜野 浩 司	所 在 地	能代市若松町三番八号	診療科名	眼科	指定年月日	平成十五年六月十六日
	莊司齒科医院	莊 司 薫			雄勝郡羽後町貝沢字稻荷二十三番地の九	歯科			平成十五年五月六日

秋田県告示第五百三十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

告 示

土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	5
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部).....	5
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(雄勝地域振興局農林部).....	5
特定調達契約に係る落札者の決定(都市計画課).....	5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)八件.....	5
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(九〇).....	13
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九一).....	13
その他	
平成十五年度行政書士試験の実施.....	14

秋田県告示第五百三十二号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
荘司医科歯科医院	荘 司 徹	雄勝郡羽後町貝沢字稻荷二十三番地の九	平成十五年五月五日

秋田県告示第五百三十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
町立大森病院	大森町長	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百五	訪問看護・居宅療養管理指導	平成十三年四月一日

秋田県告示第五百三十五号
 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法
 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年七月十一日

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部
 森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに河辺郡河辺町役場に備え置いて縦覧に供
 する。

- 一 保安林予定森林の所在場所
 河辺郡河辺町神内字滝ノ沢三の五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

秋田県告示第五百三十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法
 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字滝ノ沢三の五(次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を認めない。
- (3)(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係

保安林予定森林の所在場所

秋田県知事 寺田典城

雄勝郡羽後町上仙道字檜山二八八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに雄勝郡羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百三十七号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

由利郡仁賀保町院内字川上五の一(次の図に示す部分に限る。)
・字寒川一一

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	新	旧					
	百八号	百八号			由利郡由利町黒沢字黒沢下五八番地先から字北黒沢一一六番二地先まで	一七・四〇〇一八・四〇〇	〇・〇九四
					"	一七・四〇〇三五・〇〇〇	〇・〇九四

二 供用開始の期日 平成十五年七月十一日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年七月十一日から同月二十四日まで

(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利郡仁賀保町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	横手大森大内線	横手市横手町二ノ口一〇番地先から二番地先まで	横手市横手町二ノ口二番地から二番地先まで	一一・〇〇〇、一三・九〇	〇・〇八八
						一三・六〇〇、二九・二〇	〇・一二九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年七月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第五百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年七月十一日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	日三市角館線	仙北郡角館町川原字羽黒堂六〇番一地先内	

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十五年七月十一日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年七月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第五百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年七月十一日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年五月一日付け指令雄建 十一 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

湯沢市字鶴館三十九番地四

株式会社 松田

代表取締役 松田光雄

二 開発区域に含まれる地域の名称

湯沢市字福島尻十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番及び二十七番

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市麓西土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

大館市比内前田字前田十二番地

芳賀裕美

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、田沢湖町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(田沢湖(後川)地区農村総合整備統合補助事業)計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十五年七月十四日から同年八月十一日まで

三 縦覧場所 田沢湖町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、皆瀬村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業(下生内地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十五年七月十四日から同年八月十一日まで

三 縦覧場所 皆瀬村役場

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

秋田中央道路整備工事 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県建設交通部都市計画課 秋田市山王四丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十五年五月二十一日

四 落札者の名称及び住所

鹿島・フジタ・中田・加賀屋・加藤組・加藤建設特定建設工事共同企業体

仙台市青葉区二日町一番二十七号

五 落札金額

四十五億四千六百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

平成十五年二月十四日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

凍結防止剤散布車(三トン級)二台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十一月十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県仙北地域振興局建設部

(五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十五年六月二十四日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (一)の資格に係る申請

(1) (一)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格

審査申請書を(二)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出する

こと。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)

規定する県の休日を除き、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月十八日(月)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十二条

までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Material Spreaders

(3 ton class)

2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 18 August, 2003

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of

Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita

prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
除雪ドーザ(十三トン級) 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
 - (四) 納入場所
秋田県由利地域振興局建設部
 - (五) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月二十四日(火)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (五) (2)の資格に係る申請
(一) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)に規定する県の休日を除き、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
 - (四) 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月十八日(月)午前十一時三十分
 - (五) 秋田県庁地下一階管財課入札室
 - (六) 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing Wheel Type Loader (13 ton class)
 - 2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 18 August, 2003
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十五年七月十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量

- (二) 除雪グレーダ(四メートル級)一台
購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
- (四) 納入場所
秋田県秋田地域振興局建設部
- (五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月二十四日(火)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (2) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (3) 2の資格に係る申請
- (1) 2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月十八日(月)午後二時
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
- (六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing Motor Grader (4 meter wide class)
- 2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 18 August, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
除雪グレーダ(四メートル級)三台
- (二) 購入物品の仕様等

- (三) 入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- (五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月二十四日(火)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - 1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - 2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - 3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (二) ① ②の資格に係る申請
① ②の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を①に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月十八日(月)午後二時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

- (三) する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (四) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (六) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
 - Summary
 - 1 Nature and quantity of item to be purchased : 3 Snow Removing Motor Graders (4 meter wide class)
 - 2 Time-limit of tender : 2:30 P.M. 18 August, 2003
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月十一日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
除雪グレーダ(四メートル級) 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限

- 平成十五年十一月十四日(金)
納入場所
秋田県平鹿地域振興局建設部
- (四) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月二十四日(火)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
2 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
3 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 入札の資格に係る申請
1 入札の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
2 入札の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十五年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月十八日(月)午後三時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

- 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing Motor Grader (4 meter wide class)
2 Time-limit of tender : 3:00 P.M. 18 August, 2003
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月十一日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
ロータリー除雪車(二・二メートル級)一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
- (四) 納入場所

- (五) 秋田県山本地域振興局建設部
一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月二十四日(火)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
(一) 入札に参加する者に必要な資格
1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
(一) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)規定する県の休日を除き、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
四 入札執行の日時及び場所
平成十五年八月十九日(火)午後二時
秋田県庁地下一階管財課入札室
五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。
六 その他
(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効
 - (四) 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (七) その他
詳細は、入札説明書による。
概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Rotary Snowplow (2.2 meter wide class)
2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 19 August, 2003
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年七月十一日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
(一) 購入物品の名称及び数量
ロータリー除雪車(二・二メートル級)一台
(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
(三) 納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
(四) 納入場所
秋田県山本地域振興局建設部
(五) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

- 平成十五年六月二十四日(火)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- 2 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- 3 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) (一)(2)の資格に係る申請
- (一)(2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十五年八月十九日(火)午後二時三十分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十二条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
- 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

- (四) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Rotary Snowplow (2.2 meter wide class)
- 2 Time-limit of tender : 2:30 P.M. 19 August, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十五年七月十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
ロータリー除雪車(二・二メートル級)一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年十一月十四日(金)
- (四) 納入場所
秋田県平鹿地域振興局建設部
- (五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月二十四日(火)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - 2 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - 3 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 資格に係る申請
 - 1 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年七月三十一日(木)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月十一日(金)から同年八月四日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月十九日(火)午後三時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効
 - 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (五) 契約書作成の要否
 - 要
- (六) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他
 - 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Rotary Snowplow (2.2 meter wide class)
- 2 Time-limit of tender : 3:00 P.M. 19 August, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の百分の五の数が及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十五年七月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 五十百分の一の数 一九、三四一
- 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八四一

秋選管告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における

選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年七月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別	
秋田市	八四、三五六
能代市	一四、七四七
横手市	一〇、九二〇
大館市	一八、二〇三
本荘市	一一、一二五
男鹿市	八、四四九
湯沢市	九、三八六
大曲市	一〇、六七二
鹿角市鹿角郡	一一、七〇四
北秋田郡	一八、一三六
山本郡	一三、四五三
南秋田郡	一九、九一五
河辺郡	五、二四七
由利郡	二〇、九五〇
仙北郡	三一、八八四
平鹿郡	一八、五七九
雄勝郡	一一、六三〇

そ の 他

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十五年行政書士試験を次のとおり実施する。

平成十五年七月十一日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 砂子田 隆

一 試験の日時及び場所

(一) 日 時 平成十五年十月二十六日(日)午後一時から午後三時三十分まで

(二) 場 所 秋田市手形学園町一番一号 秋田大学手形キャンパス

二 試験の方法及び出題数

次の事項について筆記試験により行う。

(一) 行政書士の業務に関し必要な法令等

(2)(1) 出題形式 択一式及び記述式

(2)(1) 出題数 四十題

行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題する。なお、法令については、平成十五年四月一日現在施行されているものに関して出題する。

(二) 一般教養

(1) 出題形式 択一式

(2)(1) 出題数 二十題

三 受験申込みに必要な書類

受験願書一式

四 試験案内及び受験願書の配布

(一) 郵送配布

(1) 配布期間

平成十五年八月一日(金)から同月二十二日(金)まで

(2) 配布請求先

郵便番号一五二 八七九九 目黒郵便局留 財団法人行政書士試験研究センター

タ

(3) 請求手続

百六十円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角二号・A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのものとする。)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、財団法人行政書士試験研究センターあてに郵便で請求すること(八月二十二日必着のこと)。

(二) 窓口配布

(1) 配布期間

日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を除く。)を除き、平成十五年八月一日(金)から同月二十九日(金)までの午前九時から午後五時までとする。ただし、(2)の配布場所での配布時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(2) 配布場所

ア 東京都目黒区上目黒三丁目六番十八号TYビル七階

イ 秋田市山王四丁目一番一号 財団法人行政書士試験研究センター
 鹿角市花輪字六月田一番地 秋田県企画振興部市町村課行政班
 北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地一 鹿角地域振興局総務企画部

北秋田地域振興局総務企画部
 北秋田地域振興局大館地区総合事務所
 大館市片山町三丁目十四番五号 山本地域振興局総務企画部
 能代市御指南町一番十号 秋田地域振興局総務企画部
 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局総務企画部
 本荘市出戸町字水林三百六十六番地

由利地域振興局総務企画部
 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局総務企画部
 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局総務企画部
 湯沢市千石町二丁目一番十号 雄勝地域振興局総務企画部

ウ 秋田市山王四丁目四番十四号秋田県教育会館四階 秋田県行政書士会
 ただし、イ及びウの配布場所においては、備え置く試験案内及び受験願書の
 数に限りがあるため、配布できない場合がある。

五 受験願書の受付

(一) 受付期間

平成十五年八月四日(月)から同月二十九日(金)まで

(二) 受付場所

東京都目黒区上目黒三丁目六番十八号TYビル七階 財団法人行政書士試験研
究センター

受験願書と一緒に配布するあて先印刷済の封筒により郵送すること。八月二十
九日の消印のあるものまで受け付ける。

六 受験手数料

(一) 額

七千円

(二) 納付方法

試験案内を確認すること。

七 特別措置の実施

身体機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置をとることが
あるので、受験の申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センター(電話番号
〇三五七二五 七四六〇)まで早めに相談すること。

八 合格発表

(一) 日 時
平成十六年一月十五日(木)午前九時

(二) 方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示すると
ともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

九 試験についての問い合わせ先

財団法人行政書士試験研究センター(電話番号〇三五七二五 七四六〇)

正 誤

ページ

段 行

誤

正

平成十五年六月二十七日付け秋田県公報第千四百八十二号掲載の秋田県告示第五百
二号(大規模小売店舗の新設に関する届出)

(印刷誤り)

四 上 一〇 平成十五年二月五日

平成十五年十二月五日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄